

津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱

平成 29 年 3 月 31 日訓第 57 号

改正 令和 7 年 7 月 4 日訓第 54 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等において、農用地における耕作及び農用地等の適切な維持管理（以下「農業生産活動等」という。）並びに環境整備及び体制整備を支援することにより、当該中山間地域等における耕作放棄の発生の防止及び多面的機能の確保を図るため、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知）及び津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき交付金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の交付金は、「中山間地域等直接支払交付金」（以下「交付金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 3 条 交付金は、本市の区域内における実施要領第 4 の 1 (1)から(3)まで及び(10)に規定する地域において、実施要領第 6 の 2 (1)の集落協定（以下「集落協定」という。）又は(2)の個別協定（以下「個別協定」という。）に基づき、5 年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対し、これを交付するものとする。

(交付対象農地)

第 4 条 交付金の算定対象となる農地は、本市の区域内における農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号の規定に基づき津市農業振興地域整備計画において定められた農用地区域をいう。）及び地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に定める地域計画をいう。）の区域に存する 1 ヘクタール以上の面積を有する一団の農用地であって、実施要領第 4 の 2 (1)か

ら(4)まで及び(6)のいずれかの基準を満たすもの（以下「交付対象農地」という。）とする。

（交付金の額）

第5条 交付金は、別表左欄に掲げる地目に応じ、同表中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる交付単価を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。ただし、集落協定において農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合又は実施要領第6の2(2)イに規定する自作地を対象とする個別協定において農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を実施しない場合における交付金は、同表右欄に掲げる額に0.8を乗じて得た額を限度とする。

（実績の報告）

第6条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、交付対象活動が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、これを行わなければならない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月4日訓第54号）

- 1 この訓は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に実施した活動に係る交付金について適用する。

別表（第 5 条関係）

地目	区分	交付単価
田	急傾斜	交付対象農地の面積 10 アール当たり 21,000 円
	緩傾斜	交付対象農地の面積 10 アール当たり 8,000 円
畑	急傾斜	交付対象農地の面積 10 アール当たり 11,500 円
	緩傾斜	交付対象農地の面積 10 アール当たり 3,500 円
草地	急傾斜	交付対象農地の面積 10 アール当たり 10,500 円
	緩傾斜	交付対象農地の面積 10 アール当たり 3,000 円
	草地比率の高い草地	交付対象農地の面積 10 アール当たり 1,500 円
採草	急傾斜	交付対象農地の面積 10 アール当たり 1,000 円
放牧地	緩傾斜	交付対象農地の面積 10 アール当たり 300 円
備考		
1 実施要領第 6 の 3(2)イ（イ）に掲げる超急傾斜農地保全管理加算に該当する場合は、田及び畑にあつては交付単価に 6,000 円を上限にそれぞれ加算する。		
2 実施要領第 6 の 3(2)イ（ウ）に掲げるネットワーク化加算に該当する場合は、集落協定又は個別協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）のうち 5 ヘクタール以下の部分については交付単価に 10,000 円を上限に、協定農用地のうち 5 ヘクタール超、10 ヘクタール以下の部分については交付単価に 4,000 円を上限に、協定農用地のうち 10 ヘクタール超、40 ヘクタール以下の部分については交付単価に 1,000 円を上限にそれぞれ加算する。ただし、1 協定当たりの加算額は、1 年につき 100 万円を上限とする。		
3 実施要領第 6 の 3(2)イ（エ）に掲げるスマート農業加算に該当する場合は、交付単価に 5,000 円を上限にそれぞれ加算する。ただし、1 協定当たりの加算額は、1 年につき 200 万円を上限とする。		